

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

2015年9月号

担当：宋強・平出

小型微型企業に対する企業所得税優遇政策の適用対象拡大と流通税優遇政策の期間延長

国務院は8月19日に開催した国務院常務会議において小型微型企業の企業発展を支持する施策としての優遇税収の追加措置を講じることを明らかにしています。この追加措置のうち、「企業所得税の税負担半減」の対象範囲をこれまでの課税所得20万以下から30万以下にまで拡大し、それと同時に一定の小型微型企業や私営業者等に対する増値税・営業税優遇政策適用期限の延長を決定しました。

1. 小型微型企業に対する企業所得税優遇政策の適用対象拡大

2015年4月号のニュースレターで、企業所得税法本法に規定する20%の軽減税率が適用される「小規模薄利企業」のうち、「企業所得税の半額徴収（課税所得金額を2分の1にして税金を計算）」の優遇政策を受けられる対象を2015年から2017年の3年間については、「年間課税所得金額20万人民元以下」まで拡大した旨（2014年は「10万人民元以下」）をお伝えしましたが、政府はこれでは十分でないとして、2015年10月1日から2017年までの期間について、適用対象企業の範囲を「30万以下」にまで拡大することにしました。なお2015年については10月から12月の3カ月が対象となるため、3か月間の所得について月数按分により計算して所得を算定することになります（財税【2015】99号）

これまでの段階的調整の推移：

番号	公布日付	条例番号	企業所得税半減の徴税基準
1	2009年12月2日	財税[2009]133号	2010年1月1日～2010年12月31日, 3万元以下
	2011年1月27日	財税[2011]4号	2011年1月1日～2011年12月31日, 3万元以下
2	2011年11月29日	財税[2011]117号	2012年1月1日～2015年12月31日, 6万元以下
3	2014年4月8日	財税[2014]34号	2014年1月1日～2016年12月31日, 10万元以下
4	2015年3月13日	財税[2015]34号	2015年1月1日～2017年12月31日, 20万元以下
5	2015年8月19日	国務院常務会議公布	2015年10月1日～2017年12月31日, 30万元以下

もともと企業所得税法及び実施条例においては課税所得30万元以下の企業を税法上の「小型微利企業」と定義しており、今回の調整により税負担半減の適用範囲を本法に規定する全ての小型微利企業まで広げたこととなります。

2. 増値税・営業税及び流通税附加費の免除期間の延長

2013年8月より月間増値税課税売上高・営業税売上高2万元以下の増値税小規模納税人と営業税納税人は期間制限なく恒久的に増値税・営業税を免除するとされていますが、2014年10月から2015年までの期間については時限措置として、月間増値税売上高・営業税課税売上高2万人民元～3万人民元（四半期申告実施企業は、四半期売上高が6万人民元から9万人民元）の増値税小規模納税人と営業税納税人についても増値税・営業税を免除するとしていました。

今回の会議によりこの減免優遇期限をさらに2年間延長し2017年の年末までとしました。

今まで各回の調整内容：

番号	増値税と営業税免税の徴税基準
1	2013年8月1日より増値税小規模納税人と営業税納税人に対して月間売上高2万元以下の場合は免税する
2	2014年10月1日から2015年12月31日まで増値税小規模納税人と営業税納税人に対して月間売上高2万～3万の場合は部分的に免税する。
3	2の適用期限を2017年12月31日まで延長する

手続き方法の詳細等については、今後公布される関連財税政策をご参照下さい。

政策出所参考：

http://www.gov.cn/zhengce/2015-08/19/content_2915829.htm

http://news.ifeng.com/a/20150824/44502392_0.shtml

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=218495&flag=1>

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=481293&flag=1>

（完）